

公社日技第 08-09 号
2019 年 8 月 23 日

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会
「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会
委員長 清水 潤 一
(公印省略)

「社会保険診療と歯科技工についてのセミナー」(小研修会)の実施について

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、当委員会では、社会保険診療の仕組み、社会保険診療における製作技工に要する費用の内容等の理解を深めていただくためのセミナー(小研修会)を実施いたします。

なお、詳細は開催要領をご確認いただきたいと思いますと思いますが、本研修会は7名～15名程度の少人数での実施とし、参加者がより深く関連知識等を習得し活用いただくことを念頭としています。

については、貴会において本セミナー開催の希望がありましたら、下記要領により申込みいただくよう宜しくお願いいたします。

ご不明な点等がありましたら本会事務局までお問い合わせ下さい。

記

[回答要領]

1. 開催を希望する場合は日技事務局宛に開催申込書(書式)を請求し、必要事項を記入して提出して下さい(原則メールでの受付)。開催を希望された場合には、本委員会にて開催有無を決定し可及的速やかに結果を回答いたします。
2. 2019年度セミナー開催予定数：10か所程度(原則先着順)
3. 本セミナーの開催主体は地域組織開催会合のみならず、会員有志の小グループ等の開催も認めます。そのため、会員への開催案内を『日本歯技』2019年9月号に掲載いたします。

[問い合わせ、開催申込書(書式)請求先]

公益社団法人 日本歯科技工士会(担当事務局：壁谷、渡辺)

〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町 21-5

TEL：03-3267-8681 FAX：03-3267-8650

e-mail：y-kabeya@nichigi.or.jp(壁谷)、m-watanabe@nichigi.or.jp(渡辺)

[同 送]

1. 「社会保険診療と歯科技工についてのセミナー」(小研修会)開催要領

以 上

「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会企画 小研修会
『社会保険診療と歯科技工についてのセミナー』開催要領

我が国の歯科医療の約8割は社会保険診療で行われていることから、多くの歯科技工所は、公的医療保険制度の中の保険医療機関から報酬を得ている。まさに、歯科技工の実態そのものは療養の給付（社会保険診療）に関わるもので、その仕組みを知ることこそが、「製作技工に要する費用が担当者に正当に届くシステムの確立」であり、より現実的に歯科技工士の経済課題を前進させる手段である。その知識を能動的に身につけてもらい、この輪を広げる目的で気軽に参加できる少人数の研修会を企画した。

1. 開催期間

2019年9月1日（日）～2020年3月31日（火）

※2019年度は10ヶ所程度で開催予定

2. 開催主体

小研修会開催を希望する地域組織の理事会、支部の会合、会員有志の小グループなど（7～15名程度）

※参加者の過半数が会員であれば、入会を希望する未入会員の参加も認める。

3. 講師

「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会委員

※研修時間は質疑応答も含め150分程度

4. 費用

(1) 会場・運営費などは、開催主体負担

(2) 講師派遣に伴う旅費などは日技（50/100）と開催主体（50/100）の折半

(3) 講演料は無料

5. 申し込み方法

開催希望者は所定の書式を日本歯科技工士会事務局宛に請求し、必要事項を記入して原則としてメールで送信する。なお、申し込みは随時受け付けるが、開催地域は原則先着順に決定し10ヶ所程度になり次第、今年度分は締め切る。

また、2019年度の事業結果によっては、さらに次年度以降も行う可能性がある。

6. その他

この小研修会は歯科技工士生涯研修の認定対象としない。

（問い合わせ先）

公益社団法人 日本歯科技工士会（担当事務局：壁谷、渡辺）

〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町 21-5

TEL：03-3267-8681 FAX：03-3267-8650

e-mail：y-kabeya@nichigi.or.jp（壁谷）、m-watanabe@nichigi.or.jp（渡辺）

以 上